

各 位

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

八戸市ではダンピング受注防止対策の一層の強化及び業務の更なる品質確保を図るため、一部の建設関連業務委託における算定方法等について、次のとおり改正することといたしましたのでお知らせします。

1 建設関連業務委託における最低制限価格の設定範囲と算定方法を変更します。

建設関連業務委託に関する最低制限価格のうち、測量及び地質調査業務を除いた業務における「設定範囲」、測量業務・地質調査業務における「諸経費の算定方法」、土木及び補償関係コンサルタント業務における「一般管理費等の算定方法」を次のとおり変更します。

項	目	現 行	改 正
最低制限価格	設定範囲 （全体） ※測量及び地質調査業務を除く	予定価格の 6.5/10 以上 8/10 以内	予定価格の 6.5/10 以上 8.1/10 以内
	算定方法 （測量）	①から③の合算額 ①直接測量費×100% ②測量調査費×100% ③諸経費×48%	①から③の合算額 ①直接測量費×100% ②測量調査費×100% ③諸経費×50%
	算定方法 （土木関係 コンサルタント業務）	①から④の合算額 ①直接人件費×100% ②特別経費×100% ③その他原価×90% ④一般管理費等×48%	①から④の合算額 ①直接人件費×100% ②特別経費×100% ③その他原価×90% ④一般管理費等×50%
	算定方法 （地質調査）	①から④の合算額 ①直接調査費×100% ②間接調査費×90% ③解析等調査業務費×80% ④諸経費×48%	①から④の合算額 ①直接調査費×100% ②間接調査費×90% ③解析等調査業務費×80% ④諸経費×50%

	算定方法 (補償関係 コンサルタ ント業務)	①から④の合算額 ①直接人件費×100% ②直接経費×100% ③その他原価の額×90% ④一般管理費等×45%	①から④の合算額 ①直接人件費×100% ②直接経費×100% ③その他原価の額×90% ④一般管理費等×50%
--	---------------------------------	--	--

〔対象となる建設関連業務委託〕

建設工事に関連する業務委託に係る契約で、予定価格が 50 万円を超えるもの。

2 適用期日

今回の改正は、令和 6 年 6 月 1 日以降に公告又は指名通知をする入札について適用となります。(令和 6 年 5 月 31 日までに公告又は指名通知をした入札については従前の例によります。)

問合せ先
八戸市 財政部 契約検査課
0178-43-2133 (直通)
内線 3454, 3455, 3456